

沿岸広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和6年3月26日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 路線名 455号
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町中里字橋場7番2地先から林の下138番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 令和6年3月26日から同年4月26日まで